

韮崎市農業委員会委員募集要項

韮崎市農業委員会委員（以下「農業委員」という）を任命するにあたり農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の規定に基づき、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して農業委員の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集する。

1. 募集人数 19 人

2. 任期 令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで（3 年間）

3. 業務内容

- (1) 毎月開催の農業委員会の総会・定例会に出席し、農地の権利移動や農地転用等の許可申請案件に関する審議及び審議に関連した現地調査を行う。
- (2) 農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する活動を行う。
- (3) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）する。
- (4) 農地利用最適化推進委員と連携し、農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行う。

4. 身分及び報酬の額

（身分） 韮崎市の特別職の非常勤職員

※業務には守秘義務が伴います。

※農地利用最適化推進委員との兼職はできません。

（報酬の額）

会長	年額 273,000 円
会長職務代理者	年額 200,000 円
委員	年額 180,000 円

※実績に応じ国の交付金の範囲内において市長が定める基準により算定した額を別に支給することがあります。

5. 推薦・募集の範囲

- (1) 区域（韮崎、穂坂、藤井、中田、穴山、円野、清哲、神山、旭、大草及び龍岡の地区をいう。）からの推薦
- (2) 農業者が組織する法人・団体からの推薦
- (3) 女性団体からの推薦
- (4) 市内全域からの募集

6. 推薦を受ける者及び応募者の資格

- (1) 農業に関する見識を有し農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者

(2) 本市が設置する他の附属機関の委員でない者、本市の職員でない者

注) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者は、推薦・応募の対象外

7. 申請の手続き

所定の様式に必要事項を記入の上、韮崎市農業委員会へ、持参又は郵送する。
なお持参する場合、受付時間は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
推薦及び応募に係る書類の返却はしない。

(1) 提出書類

区域からの推薦	第 1 号様式
法人・団体からの推薦	第 2 号様式
応募	第 3 号様式

(2) 推薦及び応募の受付期間

令和 7 年 12 月 11 日（木）～ 令和 8 年 2 月 20 日（金）
(郵送の場合：令和 8 年 2 月 20 日の消印有効)

8. 選任方法

推薦若しくは応募による委員候補者が募集人数を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、選定委員会を開催し、提出された推薦書等をもとに候補者を選定する。なお、必要に応じ追加書類の提出や面接等を行う場合がある。

9. 推薦書等関係書類の公表

提出された書類は募集の期間中及び期間終了後、以下の内容の範囲内において公表する。

1. 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢、性別
2. 推薦者（団体）の名称、代表者又は管理人の氏名
3. 推薦を受ける方、または応募する方の氏名、職業、年齢、性別
4. 認定農業者であるか否かの別
5. 推薦者が、推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員として推薦しているか、または応募する者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

10. 問合せ・提出先

韮崎市農業委員会事務局

電話 0551-45-9105（直通）

〒407-8501 韮崎市水神一丁目 3 番 1 号

（韮崎市役所 2 階 農政課内）